第２５回千葉市都市計画審議会議事録

１　日　時：平成20年1月22日（火）午後2時～午後3時15分

２　場　所：センシティタワー　１２階　国際交流プラザ　第１・第２会議室

３　出席者：
（委員）高橋保委員、諏訪園靖委員、榛澤芳雄委員、北原理雄委員、髙野公男委員、
熊谷俊人委員、長谷川弘美委員、黒宮昇委員、川村博章委員、中村公江委員、
松戸敏雄委員、宍倉清　委員、安原敬裕委員（代理）、北橋建治委員（代理）、
杉本明行委員、塙良太郎委員
（事務局）　林副市長、宮本都市局長、小川都市局次長、武石都市部長
白勢都市計画課長、中田まちづくり推進課長、京増緑政課長、
岡邨公園建設課長、山本街路建設課主幹

４　議　題
（千葉市決定　付議）
第１号議案　千葉都市計画公園の変更について（村田川公園、村田川第２公園）
第２号議案　千葉都市計画地区計画の変更について（おゆみ野学園前駅南東地区）

５　議事の概要
第１号議案　千葉都市計画公園の変更について（村田川公園、村田川第２公園）
賛成全員により原案のとおり可決された。
第２号議案　千葉都市計画地区計画の変更について（おゆみ野学園前駅南東地区）
賛成全員により原案のとおり可決された。

６　会議経過　　別紙のとおり

午後　２時００分　開会

【司会】　定刻になりましたので、ただいまより第25回千葉市都市計画審議会を開催いたします。

本日ご出席いただいております委員は23名中16名でございます。よって、過半数に達しておりますので、千葉市都市計画審議会条例第５条第２項の規定によりまして、本審議会は成立しております。

それでは、ここで林副市長よりごあいさつを申し上げます。

【副市長】　副市長の林でございます。

皆さん、本日は大変新年のお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。また、昨年は、本市の都市計画行政を初め、市政各般にわたりまして、多大なご支援、ご協力を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。本年もまた、本日、第１回の都市計画審議会ですが、よろしくお願いいたします。

昨年の都市計画の話題と申しますと、まちづくり三法の改正に伴いまして、中心市街地の活性化というようなことで、千葉市におきましても基本計画の認定を受けまして、「きぼーる」という第６地区の市街地再開発事業、長年にわたって懸案事項でありましたが、これをオープンできたところでございます。ここを中核として、また中心市街地の回遊性といったものをこれから利用しまして、まちづくり、商店街の活性化についても図っていきたいというふうに考えております。

新年になりまして、テレビなどを見ていますと、やはり地球温暖化の問題が非常に多く取り上げられておりました。そういったことで世界的に地球温暖化問題、環境問題といったことが話題になっておりまして、本市の都市計画におきましても、そういった観点からの課題がふえてくるのかなと思っております。

また、千葉市もそうですが、東京周辺の郊外都市全般、これから急速に高齢化が進むということで、そういった高齢化に対応したまちづくりというようなこと、バリアフリーのまちづくりなども含めまして課題になってくるのかな。人の高齢化と同時に、まちの高齢化と申しますか、そういったものもかなり課題が出てくるんだろうなということで、耐震の問題、耐震改築ですとか、橋ですとか下水の老朽化の問題、そういった観点のストックの再生とか、土地利用につきましても、その辺の従来からの土地利用をどうやって時代に合わせて変えていくのかというような都市の成熟化、高齢化というような課題も出てくるかなと思っております。

交通で申しますと、やはり環境の問題、高齢化の問題で、公共交通のサービスをどのように

ネットワーク化するかというようなことで、鉄道、モノレール、バスといったものと道路体系の有機的な連携というような、そういった課題も都市計画の大きな課題になってくるんではなかろうかと、こういうふうに考えております。

そういった意味で、時代の大きな流れの中で、都市計画の課題も、都市間競争の中で、また都市としての活性化、生き抜いていくというところも課題でございます。そういうもろもろの観点からのご指導、ご意見なども賜れればと思っております。

本日、早速２議案をご審議いただくわけですが、第１号議案は都市計画公園の変更ということでございます。第２号議案が地区計画の変更ということでございます。これからますますこういったきめ細かなまちづくりのルールというようなものを決めて、きめ細かにまちをつくっていくということが大事になっているということで、これからまた地区計画関連の案件がふえようと思っておりますが、今回は早速第２号議案でこういったことをご審議願います。

それから、本日は議案ではないのですが、やはりこういったきめ細かなまちづくりという観点から、千葉市都市計画マスタープランの地域別構想ということで、都市全体のマスタープランを受けまして、地区ごとにいろいろと住民の方々と協議しながらつくっていく、こういった地区別構想の磯辺地区の結果が、前回も報告いただきましたが、今回は説明会なり、市民意見の募集の結果等についてもご報告させていただきたいと思います。

以上、議案２件と報告事項１件でございますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【司会】　続きまして、榛澤会長にごあいさつをお願いいたします。

【榛澤会長】　こんにちは。

１月になりまして、新年になりましてから初めてお会いいたしますので、新年のご挨拶をさせていただきます。

明けましておめでとうございます。昨年は皆さんのお力添えを得ながら、この都市計画審議会を運ぶことができました。これも皆さんのお力添えと事務局のお力があれば出来たことであり、今後もどうぞご協力よろしくお願いいたします。

簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】　ありがとうございます。

それでは、本日、林副市長は所用のため、途中退席させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、榛澤会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【榛澤会長】　では、議事次第に沿いまして進行させていただきます。

先ほど林副市長さんから、ご説明ございましたように、案件が２件、報告１件ということでございます。よろしくお願いいたします。

まず、最初に本日の議事録署名人ですが、松戸敏雄委員と宍倉清　委員にお願いいたします。

また、傍聴の方は、お配りしました注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持にご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。

第１号議案　千葉都市計画公園の変更について、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

【都市計画課長】　都市計画課長の白勢でございます。よろしくお願いいたします。

座ってご説明させていただきます。

それでは、第１号議案　千葉都市計画公園の変更についてご説明をいたします。

今回対象となります公園は、既に決定されております村田川公園の変更と、新たに追加いたします村田川第２公園の２つの公園でございます。

位置でございます。お手元の議案書３ページに位置図を添付しております。前方のスクリーンに同様の図を映しておりますので、ごらんください。

図は、上が本市の中心部、下が市原方面でございます。図の中央を横に、市原市との行政界がございます。図の中央、縦方向に内房線があり、お示ししているのが浜野駅でございます。その内房線を挟んで、並行して海側に国道357号、山側に京葉道路が通っております。

村田川公園及び村田川第２公園は、ＪＲ浜野駅から南へ約500メートル、市原市との行政界に近接し、図の赤色で塗られている箇所に位置しております。内房線を挟みまして、海側が村田川公園、山側が村田川第２公園でございます。

変更の内容のご説明に入ります前に、今回の変更が既存の市道の改良事業と関連いたしますので、初めにその事業についてご説明いたします。

道路改良事業の位置でございますが、前方のスクリーンに図を映しておりますので、ごらんください。

図は、上が本市の中心部方面、下が市原方面でございます。図、中央右手を縦にＪＲ内房線がございます。図の上の部分を横に国道16号が、図の下の部分を横に村田川が通っております。今回の道路の改良事業を実施します箇所は、ＪＲ内房線と市道が交差します図の赤色の丸で囲んでおります部分でございます。

それでは、当該箇所を拡大した図を映しますので、ごらんください。

図は、下の部分に当該道路の計画平面図、上の部分に縦断図を図示しております。平面図は先ほどと同様、上が本市中心部方面、下が市原方面でございます。

今回、市道の改良事業を行いますのは、既存のＪＲ内房線の下を交差しております生活道路でございます。ＪＲとの交差部は、図の中央、お示ししている部分になります。図の左側、緑色で縁取りしております部分が既存の村田川公園でございます。

前方のスクリーンには、道路とＪＲとの交差部の現況の写真を映しております。このＪＲとの立体交差部分の現況は幅員が狭く、道路と線路の間が２メートルほどと低いため、車高の高い緊急車両や一般車両は通行できない状況にあります。このため、鉄道下の道路の改善につきましては、周辺住民からも要望が多く寄せられているところでございます。

次に、道路の改良の内容でございます。スクリーンをごらんください。

道路改良は道路線形を極力直線とするほか、現在の４メートル程度の幅員を、車道約５メートル、歩道約2.5メートルの約7.5メートルに拡幅するものでございます。

上の部分の縦断図をごらんください。現在、ＪＲの高架下と道路との高さの差は約２メートルでございますが、今回の改良により約3.2メートルまで拡大し、緊急車等の通行が可能となる道路とするものでございます。

この道路改良に当たりましては、道路勾配を確保するための用地や、工事を施工するための用地が必要でございます。しかしながら、当該道路周辺は住宅が密集していることから、その用地確保が非常に困難な状況となっております。このため、既存の公園用地を利用し、周辺道路を含めた道路改良を行う計画でございます。

再度スクリーンをごらんください。道路改良により必要となる用地は、図の左側、村田川公園の緑色の斜線をかけております部分と、内房線を挟んだ反対側、図の右側、既存の小規模な公園の緑色の斜線をかけております部分でございます。この小規模公園につきましても、村田川公園同様、道路等の用地とする予定でございます。このことによりまして、公園が縮小することから、新たに都市計画公園として村田川第２公園を既存の公園に近接した位置に設置するものでございます。

なお、今回の道路改良事業や、村田川第２公園の整備につきましては、国の制度でございますまちづくり交付金を活用し、整備することとしております。

前方のスクリーンには、まちづくり交付金の実施のイメージ図を映しております。都市計画道路村田町線の整備を中心に、周辺の生活環境改善を図るため、さまざまな基盤整備を実施し

ていく予定としております。

それでは、変更内容についてご説明させていただきます。今回、都市計画公園を変更いたしますのは、既存の街区公園の変更と、新たに追加する街区公園の２件でございます。

ここで、都市計画公園の種類について、スクリーンを用いましてご説明いたします。前方のスクリーンをごらんください。

都市計画公園は、目的や利用対象等によりまして、住区基幹公園、都市基幹公園、大規模公園の３つに大きく分類されます。今回変更する街区公園は、市民の日常生活に密着した公園として計画的に配置される住区基幹公園に含まれ、街区内に居住する方々の利用に供することを目的とする公園でございます。憩いの場やレクリエーションの場、子供の遊び場など、日常的な利用のための公園でございまして、住民の方々にとって一番身近な公園でございます。また、災害時には一時的な避難場所ともなる公共空地でございます。

このため、本市といたしましても、周辺地域の状況や公園の誘致距離等を勘案し、街区公園の確保に積極的に取り組んでいるところでございます。現在、市内に324カ所、面積約78.28ヘクタールの街区公園が都市計画決定されております。これは市内の都市計画公園の全体面積の約10.7%を占めております。

それでは、お手元の議案書１ページをごらんください。

議案書１ページでございますが、都市計画公園の変更（千葉市決定）。都市計画公園中２・２・73号村田川公園を変更し、２・２・326号村田川第２公園を追加する。

表でございます。

種別、街区公園。

１段目でございますが、名称、番号、２・２・73、公園名、村田川公園。位置、千葉市中央区村田町の一部の区域。面積、約0.51ヘクタールでございます。

２段目でございます。名称、番号、２・２・326、公園名、村田川第２公園。位置、千葉市中央区村田町の一部の区域。面積、約0.15ヘクタールでございます。

次に表の下、理由でございます。市民の日常生活に密着した公園として、日常的なレクリエーションの場及び住民の健全な生活環境を維持するため、本案のように変更するものである。でございます。

次のページをお開きください。新旧対照表でございます。

名称、番号、２・２・73、公園名、村田川公園。変更後、位置、千葉市中央区村田町の一部。面積、約0.51ヘクタール。変更前、位置、千葉市中央区村田町の一部。面積、約0.56ヘ

クタールでございます。村田川公園の面積を約0.05ヘクタール縮小するものでございます。

それでは、具体的な内容について、ご説明いたします。

議案書４ページに計画図を添付しております。前方のスクリーンに同様の図を映しておりますので、ごらんください。

図は、上が本市の中心部方面、下が市原方面でございます。図中央、右手を縦にＪＲ内房線がございます。

まず、村田川公園でございます。図の左側の細長い公園が村田川公園でございます。当該公園の周辺は低層の住宅が密集している地域で、周辺の道路は、約２メートルから４メートル程度の幅員でございます。

当該公園は、村田川の河川改修に伴いまして残りました旧の河川敷地を活用し、昭和47年に都市計画決定、昭和49年から一部供用を開始しているところでございます。現状におきましては、憩いの場やコミュニティーの場として、周辺市民が利用し、親しまれているところでございます。

前方のスクリーンの写真は、現在の村田川公園の状況を映してございます。

スクリーンを計画図に戻させていただきます。

村田川公園の変更箇所でございますが、図の緑色で縁取りしている箇所が変更後の区域でございます。また、黄色で塗りつぶしている箇所が、今回縮小変更します部分でございます。既決定の面積約0.56ヘクタールを、約0.51ヘクタールへ変更するものでございます。これは、先ほどご説明しました道路改良によるものと、公園の区域確定によるものでございます。

なお、縮小に当たりましては、既存の公園機能に支障を来さないよう配慮しているところでございます。

続きまして、追加決定します村田川第２公園でございます。前方のスクリーンをごらんください。

図の中央、ＪＲ内房線の右側、緑色で塗りつぶしている箇所が当該公園の区域でございます。前方のスクリーンには、村田川第２公園予定地の現在の状況を映しております。既に、本市が用地を一部取得しておりますが、更地の状況でございます。

村田川第２公園は、現在、地域の分断要素となっておりますＪＲ内房線、国道16号、都市計画道路村田町線及び村田川に囲まれた区域の中に公園がないことや、先ほどご説明しました道路改良に伴い縮小します公園の機能回復の観点から、新たに当該位置へ配置するものでございます。また面積につきましては、村田川公園の縮小する面積、及び既存小規模公園の廃止面

積の回復分等を考慮いたしまして、約0.15ヘクタールとしております。

このように、今回の都市計画の変更につきましては、市道の道路改良にあわせまして、既存公園の再配置、及び公園の新設を行い、道路及び公園の両面から周辺生活環境の向上を図るものでございます。

以上で第１号議案　千葉都市計画公園の変更の説明を終わります。

なお、平成19年11月19日から12月３日までの２週間、案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

今の事務局のご説明に対しまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】　４点ほどお願いします。

１点は、村田川公園のところが道路になるということですが、地盤に問題がないのか伺います。

２点目は、高さが2.1から3.2メートルになるということで、緊急車両が可能だということですが、そのほかどのぐらいの、例えばトラックとか、どの程度の車の高さが大丈夫ということになるのか、そのことを教えてください。

それと、３点目は、深く掘り下げた場合に、大雨が降った際、ポンピングをするわけですけれども、それだけで対応が大丈夫だと言えるのかどうか。

そして４点目は、説明会が地元町会中心に行われたほかに、蘇我のコミュニティーセンターで行った際には１人しか来られていなかったという話を伺ったんですけれども、やはり今後の説明会のあり方についてもう少し工夫が求められるのかなというところですが、そのあたりはいかがでしょうか。

以上です。

【榛澤会長】　事務局、白勢課長、どうぞ。

【都市計画課長】　都市計画課でございます。説明会につきましてご回答します。あとの３点につきましては、街路建設課のほうからお答えします。

都市計画説明会の場所の関係でございますが、都市計画説明会につきましては、市の全域の市民の方を対象としています関係上、交通の便のよい場所での開催ということを考えておりまして、今回は蘇我駅前の蘇我コミュニティーセンターで開催してございます。

地元説明につきましては、道路改良にあわせて、公園の変更のご説明を行っています。

以上でございます。

あと、３点につきましては、街路建設課からお答えします。

【榛澤会長】　山本主幹、どうぞ。

【街路建設課主幹】　街路建設課でございます。

まず１点目の村田川を埋め立てた上に道路をつくるに当たりまして問題はないのかということですが、この層につきましては、砂層ということですので、道路をつくるに当たりましては問題はございません。

２点目のクリアランスなんですが、2.1から3.2になると。どのような車両が通行可能なのかということですが、基本的に救急車と資源のごみ回収車がございます。あと、ミニポンプ車、乗用車等が通行可能になります。

それと、ここの地盤を掘り下げることによりまして何か問題はないかということですが、通常の排水等については問題がありません。故障用に、予備ポンプとして１基を設置いたします。

以上でございます。

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。山本主幹、どうもありがとうございました。

今のご説明に対しまして。中村委員、どうぞ。

【中村委員】　何もなければ問題がないんですけれども、地盤沈下など、川の埋め立てした後の場所で道路になったところがどうしても下がってしまって、それを何とか改善してというところも地域によってはあるので、ぜひそれを、今後なければいいということで指摘をさせていただきました。

また、遠回りしないと本当に大変だということで、救急車や乗用車やミニポンプ車もあるんですけれども、トラックとか宅急便とか、日常の生活で本当に日ごろしょっちゅう使うような車の出入りまではせめてあってもいいのかなと思ったので、それで伺ったんですが、トラックなどは、例えば通れそうな高さのところしかわからないんですけれども、それも大丈夫なんですねという念押しが１点です。

それと、説明会については、村田町から蘇我までは結構距離的にもありますし、やはり自治会でやるといっても、町会に入っていない近隣の人とかも中にはいるかもしれませんし、結構そこの周りを使っているという場合には、近くの公民館とかぐらいのクラスで説明をするほうが利用者というか、説明会に来やすかったり、わざわざ蘇我まで行って聞くというよりは、もっと大きな道路なら別なんですけれども、かなりここは生活に密着したような割と日ごろだれでも使う場所の道路ではないですから、そういう場所と状況に応じて、説明する場所とか、説

明のあり方をお考えになったほうが、１人しか来なかったということや場所の設定については、今後こういう考えをする場合に、もう少し検討する必要があるんじゃないかという問題提起をしたわけで、ここでこうでしたと言っても結果がこうだったわけですから、もう少し見直していただきたいということを訴えたかったということです。

以上です。

【榛澤会長】　今の質問に対しまして、山本主幹、どうぞ。

【街路建設課主幹】　引っ越し用トラックということですが、２トンのロング程度の車両につきましては通行が可能でございます。この２トンの車両につきましては、長さは約6.3メートル、横幅は1.9メートル、高さ等については３メートル強となります。

以上です。

【榛澤会長】　後のほうは提言でよろしいですね。そこで、今の高さのことだけで、クリアランスはよろしいですね。何か、中村委員、よろしいですね。

ほかにございますでしょうか。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】　この地域についても、今回の公園の変更等についても、まちづくり交付金がかなり使われているということですけれども、まず公園整備にかかるものと道路整備、それぞれについて費用総額と、あと用地買収と施設整備とあると思いますが、それらの内訳と財源をお示しください。

それと、今回の第２公園のすぐ近くの公会堂というんですか、村田町公会堂の敷地が一部公園となっていて、そこが減るわけですけれども、この敷地は市のもの、建物とか、それはどこの所有のもので、今後この使い勝手なんですが、どういうふうに変わるのか。住民の方たちがかなり使っている施設だと思うんですが、そこがどうなるのかについて示していただきたい。

あと３点目が、先ほども質問がありましたが、高さが変わることで通行台数はどのぐらい変わるのか、この工事前と後ですね。それについてお示しください。

【榛澤会長】　白勢課長、どうぞ。

【都市計画課長】　交付金の事業の内容につきましては街路建設課のほうからお答えします。それと、小規模公園にございます公民館の部分については緑政課のほうからお答えします。

【榛澤会長】　はい、山本主幹、よろしくお願いします。

【街路建設課主幹】　まちづくり交付金事業ですが、村田町につきましては約23億円の事業を予定してございます。

事業内容につきましては、都市計画道路村田町線とか下水道の設置、あとＪＲの浜野駅のバスシェルター等の設置。あと公園の整備、あと村田町39号線等ほかの市道の整備を行っております。

今回の道路改良事業費といたしましては、4,500万円を予定してございます。

以上でございます。

【榛澤会長】　次は公園緑地ですか。

【街路建設課主幹】　あともう１点、通行台数ということなんですが、今、実務的には２メートルのクリアランスしかございませんので、普通車両しか通れないという状況がございますので、正確な数字は押さえていないんですが、隣接の住民の方の車両等の通行ということを考えますと、未知数なんですが、約二、三百ということになろうかと思います。

それで、今回クリアランスが3.2になりますので、逆に今までの地区住民の方の利用が非常に向上しますので、正確な数字はわかりませんけれども、予想はしておりませんが、倍近くまではいかないんですが、約300台程度なのかなと予測はしてございます。

【榛澤会長】　はい、緑政課、どうぞ。

【緑政課長】　緑政課の京増と申します。よろしくお願いします。

旧の村田川第２公園、ちょっと紛らわしいですけれども、新たに代替地でできる村田川第２公園というのを今、計画決定しようとしているわけですが、今、ご指摘になっているところは、この部分の公園だと思います。

ここのところには、自治会館がございまして、その隣のこちらについては今、供用している公園だということで、約700㎡ございます。これにつきましては、都市計画決定はされておりません。この一部につきましては、自治会館の駐車場用地とか自転車のスペースとか、また新しく公園ができますけれども、ここの事業協力者の代替用地として使うというような予定でございます。

以上です。

【榛澤会長】　公園建設課長さん、何か補足することがありますか。

【公園建設課長】　公園建設課長の岡邨でございます。公園の整備費についてご説明いたします。

公園全体の整備費では、約9,600万円を予定しております。内訳といたしましては、用地費が約6,000万、設計費が400万、整備につきましては、施設整備を含めまして3,200万。合計9,600万円を予定しております。

以上です。

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】　財源については。

【榛澤会長】　はい、どうぞ。

【街路建設課主幹】　財源につきましては、国費が40％でございます。

以上です。

【榛澤会長】　はい、長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】　ありがとうございました。

では、60％が市費ということで確認したいと思います。

あと、この台数が二、三百が約300になると、ちょっとよくわからなかったんですけれども、それほど台数はふえないと。倍近くだけれども300と言ったんですよね。

それほど騒音とか環境影響とか、その辺は予想の中では余りないということなんでしょうか。住民の方への説明とかがなされているのか、ちょっとそこのも伺いたいということと、あと、村田町の公会堂自体は地域の方のものということですけれども、ここの前の敷地が代替地とか、そういうふうに使われていくということだと、今まで駐車場とか自転車置き場として活用していたものがどういうふうに、地域の方たちがこれを受けとめていらっしゃるのか。そこもちょっと伺いたいと思います。

以上です。

【榛澤会長】　今の２点について。はい、どうぞ。

【街路建設課主幹】　先ほどの通過交通量の話なんですが、200台ということでお答えさせていただきましたが、これにつきましては、基本的には地区住民の生活道路という考えをしていますので、地区住民の方が利用する台数という形で、お答えさせていただきました。

と言いますのは、村田町につきましては、２メートルから４メートルの狭い道路ということですので、基本的に通過車両はそんなにないということを想定いたしまして200台程度ということでお話をさせていただきました。それに今回の改良によりまして、通過車両はそんなに多くないということを予測しますと、ふえても300台程度ということでお答えをさせていただきました。

どうも説明不足ですみませんでした。

【榛澤会長】　はい、どうぞ。

【緑政課長】　緑政課ですが、先ほどの自治会館ですけれども、その隣が公園になっておりますので、地元でやはり駐車場がないということで、駐車場のスペースも一部いただきたいとか、自転車置き場も今ないような現状ですので、自転車置き場も使いたいと、そういうような要望はございます。

以上です。

【榛澤会長】　よろしいでしょうか。ほかに。高野先生、先ほど手を挙げていらっしゃいましたね、どうぞ。

【高野委員】　ちょっと素朴な質問になってしまうと思うんですが、この村田川公園というのは、大変細長くて、普通の公園としてはかなり形が特異な公園じゃないかなと思うんですけれども、この公園ができた経緯というのを知りたいということと、それからこの内房線のガードと言いますか、けた下が2.何メートルという、普通は道路を通すのであれば、当初からある高さを確保して道を通すというのが普通のやり方だと思うんですが、なぜ低いまま道路ができちゃっていたのか、よろしいですか。

【榛澤会長】　２点でございますね。緑政課どうぞ。

【緑政課長】　緑政課でございます。

村田川公園の経緯でございますけれども、昭和47年に都市計画決定をしておりまして、この経緯といたしましては、村田川の河川改修によりまして旧村田川の河川が廃止になりましたので、千葉県が埋め立てしたものを千葉市が払い下げしていただいたということでございます。

以上です。

【高野委員】　けた下の話は。

【榛澤会長】　はい、山本主幹、どうぞ。

【街路建設課主幹】　街路建設課でございます。

けた下が２メートルはどうしてなのかというご質問だと思うんですが、村田川の中には下水の管が入ってございまして、それを埋め戻し等をした結果、結果として２メートルのクリアランスしかないということでして、当初から道路計画がございますれば、4.5とかそういう形で建築限界等をとるんですが、結果としてそういう形で２メートルしか確保できていなかったということだと思います。

以上です。

【榛澤会長】　ここは鉄道橋で、前は川だったものですから低かったんですね。この次はそれをこの車を通すために掘り返していくということらしいんですが、ですので、幅は狭くなった

と。

高野委員、どうぞ。

【高野委員】　それと最初に林副市長さんのお話で、これからの都市計画の課題というようなことで、いろいろ大きな事業というのを、古い今までできた施設をどう上手に使っていくかというようなことが非常にテーマになっていくと思うんですが、これは道路改良ということで小さな改善事業だと思うんですね。こういうのが多分これからも小さな事業がいろいろなところに展開されていって、住んでいる場所が少し便利になると、あるいは快適といいますか、住みやすくなるというような、こういう積み重ねが続いていくと思うんですが、そういった事業の一つの、いい典型的な事業の例じゃないかなと思っています。

その際に、やはり先ほどどなたかの委員の話があったように、住民の方がこの事業をどういうふうに受けとめているのかというその辺のやりとりが多分あったんじゃないかなと思うんです。あるのかなということなんですけれども、これは地元の方が大変評価しているのか、それともまあまあいろいろ課題があるので、もう少しこうしてくれというような要望があるのか、その辺のところがちょっとよくわからないところがあって、多分行政の方が何かの発意でこういう事業計画をやろうというような一つの事業計画があって、それを住民の人たちに説明会とか、そういうことで伝えていくというような従来型のやり方をとられたのか、もう少し何か前に前段で、何か住民のほうから要望とかそういうのがあった上で、行政計画に取り入れて、こういう施策ができたのか、その辺の事情をちょっとお話ししていただけるとありがたいと思います。

【榛澤会長】　今後、事業展開するときに、助言・提言ということじゃなくて、何か質問を一つしたいということですか。

【街路建設課主幹】　街路建設課ですが、うちのほうはまちづくり交付金事業として行っていますので、村田町に懇談会という形で組織をつくっていただきまして、その中で事業等の計画を私どもがお話しさせていただきまして、お互いキャッチボールして動いている状況でございます。

【榛澤会長】　よろしゅうございますね。質問は２回までで終わらせていただきたいと思いますので。

ここで、いろいろ意見が出たので、また、先生方の助言などもございましたので、一応ここで決をとりたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

では、第１号議案　千葉都市計画公園の変更について、賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

賛成全員でございますので、原案のとおり可決いたします。

それでは、第２号議案　千葉都市計画地区計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【都市計画課長】　それでは、第２号議案　千葉都市計画地区計画おゆみ野学園前駅南東地区地区計画の変更について、ご説明いたします。

議案書をごらんください。議案書は全部で10ページとなっております。１ページから４ページが計画書、５ページが位置図、６ページが計画図、７ページから10ページが新旧対照表となっております。後ほど、この新旧対照表により、変更する内容についてご説明いたします。

初めに、おゆみ野学園前駅南東地区の位置でございますが、スクリーンをごらんください。

議案書５ページの位置図と同様のものを映しております。本地区は図の中央、京成電鉄千原線学園前駅の南東に位置し、赤線で囲まれた約8.7ヘクタールの区域でございます。

現在指定されている用途地域は、本地区に接する道路沿いが第二種低層住居専用地域で建ぺい率50％、容積率100％、また鉄道沿いが第一種住居地域で建ぺい率60％、容積率200％、その他は第一種低層住居専用地域で建ぺい率50％、容積率100％でございます。

本地区は平成18年１月、「美しい街並み、安全・安心、環境との共生が充足される良好な居住環境の形成・保全を図る」ことを目標とした地区計画を決定しており、区画道路等の地区施設の配置や、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度等に関する制限を地区整備計画に定めております。

今回の変更内容は３点でございます。

１つは、当初決定時において都市基盤整備が確定していなかったため、今後の整備の進捗にあわせ、地区の具体的なまちづくりのルールでございます地区整備計画を定めることとしておりました約0.4ヘクタールの区域が確定しましたので、整備計画区域を追加するとともに、地区施設として区画道路を追加するものでございます。

２つ目は、計画書書式の統一による変更でございます。

３つ目は、時点修正及び表現整理等による変更でございます。

それでは、議案書の１ページをごらんください。

千葉都市計画地区計画の変更（千葉市決定）。

都市計画おゆみ野学園前駅南東地区地区計画を次のように変更する。

名称、位置、面積は議案書のとおりでございます。

続きまして、議案書６ページをお開きください。計画図でございます。前方のスクリーンに同様のものを映しております。赤の実線で囲まれた区域約8.7ヘクタールが、地区計画の区域でございます。当該地区を低層住宅地区及び沿道住宅地区の２つに区分しております。緑で表示している箇所が低層住宅地区で、周辺環境と調和した緑豊かな良好な居住環境の形成を図る地区でございます。

また、計画図の右側、青で示している箇所が沿道住宅地区で、低層住宅地としての土地利用を行うとともに、小規模なサービス店舗等の沿道利用により利便性の向上を図る地区でございます。

それでは、議案書の７ページをごらんください。新旧対照表でございます。

表の右側の「旧」とありますのが、現在決定している内容で、左側の「新」とありますのが今回変更する内容となっております。

変更箇所は新旧対照表の「新」の記載内容にアンダーラインで表示しております。変更の内容は、表の右上の凡例にございますように、計画書書式の統一による変更箇所を太線のアンダーラインで示しており、時点修正及び表現整理等による変更箇所を細線のアンダーラインで示しております。また、今回の地区計画の変更に伴う変更箇所を二重線のアンダーラインで示しております。

左側の「新」をごらんください。上から４段目の「地区計画の目標」の記述内容の細線のアンダーラインで示している箇所は、時点修正及び住民にわかりやすくするため表現を変更するものでございます。

次に、上から５段目の「土地利用に関する方針」、その下の段の「地区施設の整備の方針」、その下の段の「建築物その他の工作物の整備の方針」の太線のアンダーラインで示している箇所は、計画書書式の統一による変更でございます。また、これらの各方針の記述内容のうち細線のアンダーラインで示している箇所は、住民によりわかりやすくするため表現を変更するものであり、太線のアンダーラインで示している箇所は、計画書書式を統一する変更でございます。

議案書８ページの新旧対照表の「新」をごらんください。「地区施設の配置及び規模」及び「道路」の太線のアンダーラインで示している箇所は、計画書書式を統一する変更でございま

す。また、この道路の記述内容の区画道路17号線、18号線、19号線の３路線につきましては、今回地区施設として新たに追加したことから、地区計画の変更に伴う変更箇所として二重線のアンダーラインにより示しております。変更箇所につきましては、後ほど計画図によりご説明いたします。

なお、５行下の歩行者専用道路５号線の延長約10メートルの細線のアンダーラインにつきましては、施工後の距離にあわせ変更するものでございます。

下段の「建築物等に関する事項」の太い縦線で示している箇所は、計画書書式の統一による変更でございます。

次に、下段の地区の面積でございますが、スクリーンをごらんください。先ほど申し上げましたように、平成18年１月の当初決定時には、今後の基盤整備の進捗等により地区整備計画を定めることとされておりましたスクリーンの上の部分、青の破線で囲まれて表示されている箇所について、今回、具体的な土地利用や基盤整備の配置計画を踏まえ、低層住宅地としての良好な居住環境を維持・保全していくため、地区整備計画区域に追加編入するものでございます。

この追加する区域の面積が約0.4ヘクタールでございまして、低層住宅地区へ追加するため、約7.1ヘクタールから二重線で示しておりますように、約7.5ヘクタールに変更いたします。

また、地区の面積の変更に伴い、先ほど申し上げました区画道路の３路線を緑の矢印のように追加いたします。

議案書９ページの新旧対照表の「新」をごらんください。中段の「建築物の容積率の最高限度」及び「建築物の建ぺい率の最高限度」の太線のアンダーラインで示している箇所は、計画書書式の統一による変更でございます。

議案書10ページの新旧対照表の「新」をごらんください。上段の「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」、及びこの記述内容の太いアンダーラインで示している箇所は、計画書書式の統一による変更でございます。

以上で、第２号議案の説明を終わらせていただきます。なお、平成19年11月19日から12月３日までの２週間、案の縦覧を行いましたが、意見書の提出はございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

今のご説明に対しまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】　３点お願いします。

１点目は、今回の区画の計画地区をふやしたことで、この地域で何戸住宅が整備されることになるのかどうかという点と、現在の地域の住宅の張りつき状況は計画どおりに進んでいるのかどうかという点と、それと３番目に新旧対照表で、色彩の問題について、旧のほうでは、特に色彩が書いていない部分も「色彩の制限」ということが書かれてありますけれども、それを特に強調した背景は何かあるのか、それについて伺います。

【榛澤会長】　どうぞ。

【都市計画課長】　３点のご質問かと思います。まちづくり推進課からお答えします。

【榛澤会長】　中田課長、どうぞ。

【まちづくり推進課長】　ご質問の３点につきまして、順次お答えいたします。

今回、新たに地区計画に編入させていただきますところの区画数は40区画でございます。それから、従前、変更前の区域でございますが、これが310区画ございまして、張りつき状況でございますが、現地に行ってみますと、おおむね計画どおり、もちろん今回の40戸のところはまだ張りついていません。そういう状況でございます。

それから、３点目の記述の変更のところでございますが、これは16年度に、施行は17年度からということになりますが、ご案内のとおり景観法が設定されましたので、その景観法の制定によって表現の整理を行ったものでございます。

以上でございます。

【榛澤会長】　中村委員、いかがでしょうか。

【中村委員】　かなり造成が進んでいて、場所的にも学園前駅とスーパーがあって、非常に利便性の高い地域だなということは見させていただきました。

色彩については、景観法もあると思うんですけれども、おおむねそこに建っているおうちはベージュ系とか、比較的落ちついた色合いの家が、全く同じようにじゃなくてばらばらに、だけど一定の一般的な色合いで家が建たれていますよね。今後、建てたいという人が、やや色的にもう少しアクセントの強い色かなんかを建てたいという判断と、ここまでの色はというふうに言うことを、どなたが評価して、どう調整を図るというふうにお考えで、その話を進めていくのかどうか。そのあたりは、その前段階のがかなり整然とされていて、奥のほうの土地も、本当に道路さえできれば、ぱっぱと家が張りつく、簡単な状況になっているなというのは一見してわかるんですけれども、実際にそういう個性を尊重しつつも、どのぐらい色彩について言えるものなのか。どのようにそれについてお考えになっているのかなというのが、非常に判断

が難しいなと思って聞いていたんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【榛澤会長】　課長さん、どうぞ。

【まちづくり推進課長】　今のところの区画、これは従前も、それから今回変更する場所も一緒なんですが、比較的大手のハウジングメーカーに棚卸し、商品卸しをされて、各ユーザーに販売されているということで、一応都市機構の事務所も今、市原地区でございますけれども、ここを管轄している事務所もございますし、担当もおりますので、これが販売されるまでの間は、今までの流れの一定のものの考え方で、こういう検討ができるというふうに私どもは理解しております。

なお、今後そのようにまたできるように、再度申し入れも行って調整をしたいと思います。

以上です。

【榛澤会長】　今のお答え、ちょっと私も加えたいのですが、先ほどの中村委員が、今後、例えば個性を尊重した場合、判断と評価とそれの調整について誰がやるのかということを、もしわかればお答えしていただきたいと思います。

私が今、中村委員からお聞きしたところでそういうものがちょっと抜けていたかなと思ったものですので、それを補足していただきたいと思って、今、課長さんにお尋ねしたんですが。

【まちづくり推進課長】　確かめたわけではございませんけれども、今までの都市機構とハウジングメーカーのやりとりから見ますと、今のところはある一定の条件はハウジングメーカーを通じて調整はされていると。具体の調整は、個々のハウジングメーカーの抱えているデザイナー等々に任されているというふうに私は思っております。

【榛澤会長】　どうぞ、宮本局長さん。

【都市局長】　都市局長の宮本でございます。基本的に千葉市決定の地区計画になりますから、基本的なところでの計画決定につきましては都市計画課の中の景観の係が最終的にはやることになります。景観の係の中には、景観審議会等でいろいろ先生方にご提言をいただくようになっておりますので、今、中村委員からご心配のような案件が来た場合には、そういうところにご相談をして、これが許容の範囲なのか、それとも許容の範囲外なのかを判断して、相手側のメーカーと交渉し、例えば範囲を超えているということであれば、行政指導として地区計画にそぐわないのでやめていただきたいというような指導をしたいというふうに考えております。

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

今のでよろしゅうございますね。提言ですね。

【中村委員】　大手のメーカーって、見ていたらトヨタハウスですか、大分やられていると。

全体としては、こういう感じのおうちでどうですかというふうに家ができちゃって、それを売るぐらいの感じであれば、ここのところで大きな問題にはならないと思うんですけれども、結構この間、戸建てでいろいろ見てみますと、割と真っ青なおうちだったり、多少黒かったり、オレンジだったり、いろいろな原色を使っているうちも大分ふえてきていて、こういうところでそういうふうにやるんですといって、これはこの街並みで決めちゃうんですといえばそうなんですけれども、ただ、例えば塗りかえてやりたいといった場合は、指針というんですか、色合い一つにしても、そういうことも了承の上でここのおうちはご購入なんですねという確認なり何なりというのが相当担保されないと、実際に後でこういうふうにしたいと言っても、この前の漫画家の楳図さんじゃないですけれども、赤白で何かあって騒動になるとか、それは極論ですが、やはりいろいろな色についての何がいいとか悪いとかいう判断というのは、どんどん年代が若くなればなるほど割と個性がそれぞれ多彩になってくるかなという気もするので、そのあたりがやはり、大体こんな感じだからこうなるだろうだけでは決められない、一定のガイドラインというか、例えばせめて、大体このぐらいの色合いですよという、指し示す何か基準というんですか、この中でいきなりあそこに真っ赤なうちや青いうちが建ったりすると、確かにそのうちだけ異端児扱いされちゃって、非常に難しいなというのは、見たってわかるわけなんですけれども、ただ、そういうことがもう少し何かしらの目安になっていれば、今後こういう街並みをそろえてやっていこうというのがいいのかなと思いまして、一応言わせてもらいました。

【榛澤会長】　今のはご意見でよろしいですね。

【中村委員】　はい。

【榛澤会長】　というのは、先ほど局長さんのご説明のように北原先生が委員長の景観審議会がありまして、そこに学識経験者及び一般の方も入っておりますので、そういうところで提言できると思います。全体的なお答えとしては、今、局長さんがおっしゃったのでよろしいと思います。

　ただし、今、中村先生がおっしゃったようなことも今後検討していただきたいというようなことでおさめさせていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

　長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】　まず、１つが地区施設の整備の方針、１枚目のところにあるところで、道路なんですけれども、「車が通り抜けない歩行者優先の道路を整備する」というのが旧で、これが新のほうでは、「車が通り抜けない」という言葉がなくなって、「環境とバリアフリーに配

慮した歩行者優先」ということで、これ、現状どういうふうにやって対策をしているのか、ふぐあいとかがあって変わったのか、その理由についてお示しください。

それから、この地域、駅のすぐ前であるにもかかわらず、北と南ですか、緑が多いように思われます。現状を見ていないので申しわけないんですが、木が多く植わっているように地図で見えますけれども、こういう環境がいいということで移り住んできた方もいるとは思いますが、この環境というか、どういう地主というか、あと公園管理とか、この辺が今後どういうふうな、周辺環境は変わるのか、それとも守られていくような方向性があるのかどうか、その２点についてお示しください。

【榛澤会長】　２点ですね。どうぞ、中田課長、どうぞお願いいたします。

【まちづくり推進課長】　それでは２点目のほうを先にお答えさせていただきますけれども、学園前駅のおよそ北側隣接地、駅前になりますけれども、これは市民緑地として都市再生機構が所有者でございます。ここは現在千葉市と地主さんである都市再生機構と、それから市民緑地を売って活動する市民団体とで協定を結んで、市民緑地としてこれはご案内と思いますけれども、町山づくりの一環としてモデル事業でやっております。

それから、その担保性でございますけれども、実はそもそも今回の地区計画の街区を含めて、たしか平成15年だったと思いますけれども、この未整備地区をいかにするかというふうなことでご相談を受けたときに、たまたま私緑政課におりまして、一体として今回地区計画で定めたようなコンセプトを、機構内で研究会で方向性を出した。その一部が結果、市民緑地であり、それから街区のほうが環境に配慮したこの地区計画であります。こういう結果になっています。

それから、市民緑地のほうは、実は埋蔵文化財の包蔵地になっておりまして、現実には都市機構としてその時点から宅地開発は不可能というふうな自主判断が働いて、そのような研究会を行ったわけでございます。したがいまして、かなりの期間、永続的な担保性もあるというふうに私は理解しております。

以上でございます。

それから、１点目のご質問で地区内は地区に隣接する市道と、これは京成電鉄線に囲まれた谷戸のような地形になっておりまして、この地区に出入りする自動車交通の入り出とも、２カ所のみでございます。したがいまして、通過交通は実質的には排除できるというふうなことでございます。

それから、これも研究会の成果でございますけれども、大百池公園のいわゆる林縁部に、これはいわゆる歩行者専用道、これはおゆみ野の道といいましたか、それが既に整備されており

まして、そこから、結果市民緑地、それから間の真ん中の２本道路がございますけれども、そこを通過して駅方向へ歩行者導線を持っていく。あるいは線路沿いに１本既にありますけれども、歩行者導線を持っていくというふうな導線計画で、地区内は歩行者優先を貫いていくということで。表現が変わりましたのは、図書整理の関係で、そのような表現にさせていただきました。

以上でございます。

それから、先ほど中村委員のご答弁に、私ちょっとミスをしておりまして、区画数でございますが、全体で310で、そのうち今回変更で加えますのがうち40ということで、訂正をさせていただきます。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

【榛澤会長】　長谷川委員、いかがですか。

【長谷川委員】　ありがとうございました。

では、埋蔵文化財があるということで、宅地開発はほぼないということだと、この辺の環境が維持されるということですけれども、そういったものを生かしたものでありたいと思いますが、何か近くのスーパーの駐車場で隆起が何度かあったりして進入禁止が何度もあるということをちょっと聞いたんですが、この辺谷地になっていて、前がどういう土地だったのか、それでこの地域内で、そういう地盤での問題は起きたりはしていないのか、ちょっとそこが気になるので、伺いたいと思います。

以上です。

【榛澤会長】　今の件につきましては、中田課長さんでよろしいですか。よろしくお願いします。

【まちづくり推進課長】　周辺の地形からいたしますと、そう深い谷地でなかったように思います。既に、私がこの15年のときに研究会でここを見たときには、既に埋め立てられておりましたので、詳細は、申しわけございません、定かではございませんが、そう深い谷地ではないというふうに周辺から理解できます。

以上でございます。

【榛澤会長】　長谷川委員、要望ならどうぞ。

【長谷川委員】　では、特に今宅地開発が続いていますけれども、問題は起きていないというふうに確認しちゃってよろしいわけですね。

ぜひ、こういった歩行者優先の道路とかバリアフリーということで、時代にそぐう地区計画

の中で進めていっていただきたいと思います。

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしたら、ここで採決をとってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

では、第２号議案　千葉都市計画地区計画の変更について（おゆみ野学園前駅南東地区）、賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

全員賛成でございますので、原案どおり可決いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりますが、事務局、何か報告がございますということで、よろしくお願いいたします。

【都市計画課長】　それでは、報告事項といたしまして、千葉市都市計画マスタープラン地域別構想（磯辺地区）についてご説明いたします。

この報告にかかります資料は、「千葉市都市計画マスタープラン地域別構想（磯辺地区）案」に対する市民意見等の概要と、市の考え方と題した報告資料１と、千葉市都市計画マスタープラン地域別構想（磯辺地区）と題し、製本した冊子の報告資料２でございます。

磯辺地区の地域別構想につきましては、前回当審議会において、案の概要及び今後の予定についてご報告いたしましたが、本日は前回の審議会以降実施しました説明会の結果、及び市民意見の募集結果等について、ご報告するものでございます。

それでは、報告資料１の１ページをごらんください。

初めに、説明会の結果でございますが、平成19年11月10日、土曜日、午前10時から美浜区真砂コミュニティーセンター４階ホールにおいて開催いたしました。当日は、雨天にもかかわらず48名の参加をいただき、13名の方から19件の活発なご意見をちょうだいいたしました。

説明会当日、住民の皆様からちょうだいいたしましたご意見は、２ページから６ページにまとめてございますが、特に磯辺地区内に点在する千葉県企業庁所有の未利用地の有効活用、高齢者等の住民が集える施設の立地を望むものでございました。

次に、市民意見の募集結果でございますが、１ページに戻っていただきまして、意見募集は11月12日から26日までの２週間、都市計画課及び美浜区総務課の窓口、また、ホームページにて案の閲覧及び貸し出しを実施し、窓口の閲覧及び貸し出しが４名、ホームページのアクセ

ス件数が約190件ございました。この結果、２名の方から６件のご意見をちょうだいしてございます。提出されましたご意見は、６ページ、７ページにまとめてございますが、説明会同様、企業庁所有の未利用地の有効活用、住民等が集える施設の立地が主な意見として提出されてございます。

この意見に対する本市の考え方でございますが、企業庁の未利用地の有効活用につきましては本構想に位置づけてございます土地利用区分に即し、適切に誘導してまいりたいと考えております。なお、住民の方々の意向は企業庁へ伝えたところでございます。

高齢者等の住民が集える施設の立地につきましては、本構想の初めに記載してございますようにマスタープランとしての性格上、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業に関する計画など、都市計画を定める際のよりどころとなる基本的な考え方を定めるものでございますので、具体的な施設の立地計画につきましては、個別の事業計画等で対応すべきものと考えております。

ただいまご報告いたしましたように、説明会及び市民意見の募集で寄せられましたご意見は、地域別構想案の内容そのものを修正するものではございませんでしたので、本市では、地域別構想案につきまして、一部文章表現等をわかりやすい表現に精査し、千葉市都市計画マスタープラン地域別構想（磯辺地区）として取りまとめたところでございます。

市民の皆様には２月１日付市政だよりにて、本構想の策定をお知らせする予定でございます。なお、報告資料１につきましては、12月20日にホームページに掲載し公表してございます。本構想は本市で初めてとなる地域別構想でございます。多くの市民が住みやすいと感じられる千葉市づくりを実現していくため、市民が主体となって行う身近な地域のまちづくり活動を誘導していくことが重要であり、その上におきましても、地域別構想の策定はとても意義があるものと考えております。今後は、本構想に基づき、市は必要な支援を行い、地域住民、民間企業との適切な役割分担のもと、協働によるよりよいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

【榛澤会長】　どうもありがとうございました。

ただいま事務局から都市計画マスタープランの地域別構想に関して、初めて策定されました磯辺地区についてご報告がございました。今後ともこのようなまちづくりへの取り組みが望まれますので、事務局の方も、住民の方々と一緒に協力して取り組んでいただければと考えております。よろしくお願いいたします。

先ほどの報告資料のところの後ろの案の修正というのが８ページにありますが、これを精査した内容が報告資料２というふうに理解してよろしゅうございますね。

【都市計画課長】　そうです。

【榛澤会長】　審議会は委員の方からいろいろご意見をいただいたわけですが、その意見を尊重して、今後の事業展開に生かしていただくということをお願いして、きょうの審議会を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

午後　３時１５分　閉会